

2024年6月13日

植島 幹九郎
株式会社 D&I インベストメント
代表取締役 不破 鉄二
<https://di-i.co.jp/>

リズム株式会社（7769）への増配提案に関する
議決権行使助言会社グラス・ルイス社の賛成推奨について

私どもは、株主としてリズム株式会社（以下「リズム」）に対し、株主資本配当率（Dividend on Equity。以下「DOE」）5%相当の配当実施を求める株主提案をさせていただき、当該提案は、2024年6月21日開催予定のリズム第4期定時株主総会（以下「本株主総会」）において第4号議案（以下「本株主提案」）として上程される運びとなっております。

本株主提案に関し、議決権行使助言会社である Glass, Lewis & Co., LLC（以下、「グラス・ルイス社」といいます。）から賛成推奨する旨のレポートが発行されていることを確認いたしました。私どもは、DOE5%相当の配当実施による継続的かつ積極的な株主還元が株主の皆様を含むリズムの全ステークホルダーに合理的であると考え本株主提案をさせていただいておりましたが、このたび、第三者である議決権行使助言会社グラス・ルイス社からもご支持いただいたことを大変嬉しく思っております。

記

議案	グラス・ルイス社 賛否推奨	グラス・ルイス社 賛否推奨理由（要約）
第4号議案（株主提案） 剰余金の処分の件	賛成	リズムは十分な自己資本及び運転資金を保有しており、当該財務状況に照らして、株主提案が求める配当の額は相当である。

株主の皆様には、ぜひ私どもの提案内容を事前にご検討いただき、本株主提案（第4号議案）に賛成の議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます（リズム株式会社（7769）の増配提案に対する賛同のお願い https://di-i.co.jp/news/D_I_prerelease_20240530_1.pdf）。

なお、書面で既に議決権行使された場合でも、重複してインターネットによる議決権行使が可能であり、重複した場合はインターネットによる議決権行使が有効なものとなります。また、インターネットで既に議決権の事前行使をされた場合でも、再度インターネットによる議決権行使が可能であり、最後に行使が行われたものが有効な議決権行使として扱われます（リズム招集通知5ページ参照）。